

2025年6月20日付「閣議決定」の撤回と見直しを求める声明

2025年12月13日
日本環境会議（JEC）理事会

福島原発事故後、14年余が経過したものの、被災地域の復興・再生が順調に進展しているとはいがたい。むしろ、この間、日本政府は、被災住民や多くの国民からの強い反対を押し切り、2023年に「ALPS処理水の海洋放出」を強行し、2025年には「除染土壌の再生利用」に向けた規則改正を行うなど、放射能汚染の拡散を進めてきた。また、福島原発事故サイトの廃炉に向けた取組みは遅々として進まず、「避難指示」を解除した地域における住民の帰還や地元産業の回復等も十分とはいえない状況にある。

そうしたなかで、去る2025年6月20日、旧石破茂政権は、「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について」を閣議決定した（以下、「620閣議決定」と略記する）。これは、「福島の復興・創生」への「第3期」（2026～2030年度）に向けたものだが、この「620閣議決定」には、次のような重大な内容が盛り込まれていることを看過するわけにはいかない。

「令和5年8月に策定した『特定帰還居住区域における放射線防護対策』も踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な放射線防護対策や科学的根拠に基づくリスクコミュニケーションに取り組むとともに、空間線量率等それぞれの土地の状況や地元地方公共団体の意向も踏まえ、帰還困難区域において、パリケート等の物理的な防護措置を実施しない立入規制の緩和を行う。また、住民が日々の暮らしを送る中で里山の恵みを享受できるよう、森林整備の再開を始め、『区域から個人へ』という考え方の下で、安全確保を大前提とした活動の自由化等、住民等の今後の活動の在り方について検討する。」（「620閣議決定」9頁。下線は、引用者によるもの。）

上記引用部分の内容は、「帰還困難区域」を含む「避難指示区域」における放射線管理のあり方を「区域一律での立ち入り規制」から「個人ごとの被ばく線量管理」へと変更するというものであり、放射線被ばくの管理責任を事実上個人に委ねるものとなっている。しかし本来、放射性物質汚染対処特措法が定めるとおり、「事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関し、必要な措置を講じる」のは「国の責務」にほかならない。避難を余儀なくされた被害者のなかにも様々な考え方や意見があるが、そのなかには、森林を含む面的な除染を行って放射線量を下げ、ふるさとを取り戻したいと強く願っている人々がいる。こうした被災者の切実な声に応えることなく、国が果たすべき本来の責務を放棄し、放射線被ばくの管理責任を事実上個人に転嫁するような措置は断じて執るべきではない。

以上、日本環境会議（JEC）理事会は、日本政府に対し、「620閣議決定」の速やかな撤回と見直しを強く求めるものである。

* 日本環境会議（JEC）については、JEC Web サイト（<http://www.einap.org/jec/>） 、参照。
本件に関する連絡先：JEC 事務局（jec-s@einap.org）（受付はメールのみ）。